

障害者虐待に係る事前質疑等について

＜質疑事項（障害者虐待防止や差別解消の実務上の疑義等）＞

《質疑１》匿名で虐待通報があった際の対応について 匿名で通報があった際に、十分な情報が記載されておらず、対象者や関係者が誰なのか、どういった状況なのか市では把握しきれないことがある。別の利用者の相談員等の関係者から聞き取りをするなどしても十分に状況が把握できない場合、施設を直接訪問することなどが想定されるが、通報者の保護等の観点を踏まえると、虐待に関する調査以外の理由もなく訪問するのは危険であるといえる。他市町ではどのように対応しているのか、参考ケースがあれば共有いただきたい。 また、県監査指導室の実施している運営指導等と併せて訪問することも、手段の１つとして考えられるが、可能か。その他、こういった事例の相談先などもあればご教授願いたい。
《回答》 ・他市町村の対応状況については、グループワークで意見交換をしてみましょう。 ・障害者虐待の対応で、県監査指導室の実施する運営指導等と併せて訪問することはあり得ます。 ご承知の通り、通報等があった場合、一義的にはまず市町村（障害者の支給決定を行う市町村）が相談受付窓口となり、事実確認を行って、虐待か否か判断を行います。虐待と判断される場合、都道府県へ報告の流れとなります。県は市町村からの報告を受理すると、事案について課室内で共有し、適宜コア会議を開催します。緊急性、介入の必要性等の判断によっては、当課として監査指導室に運営指導等について進言することがあります。運営指導等の実施はあくまで監査指導室の判断となりますが、その流れによっては、監査指導室と市町村が同道で対応することはあると考えられます。 ・今年度から県（障害福祉課）の体制が変わり、施設従事者等による虐待事案についての相談先は以下のとおりとなりました。 障害福祉課 障害福祉事業所支援室 事業所指導第一グループ（<u>障害者</u>に係る相談等） 事業所指導第二グループ（<u>障害児</u>に係る相談等） ※なお、養護者・使用者による虐待事案の相談先はこれまで同様に 障害福祉課 業務・調整グループとなります。

《質疑２》虐待対応における市町村間の連携について 虐待対応については対象者の支給決定した市町村が主となって動いていくと理解している。対象者が複数いる場合や、通報先の市町村と支給決定した市町村が異なる場合に広域での連携が必要になることが想定される。 市町村のノウハウ・マンパワー不足、思いの食い違い等の理由により十分な対応ができないこともあるが、サポートや相談先などはあるか。
《回答》 相談先については、質疑１で回答した通りとなります。 例えば、施設の所在地自治体以外に、支給決定自治体が複数ある場合など、広域での連携が必要となるようなケースでは、情報提供や調整など県が自治体間の連携を支援します。